

目的

この補助金は地域住民の除排雪に対する負担軽減を図り、冬期間の安心、安全な生活を確保するため、家庭用小型除雪機等の購入費用を補助することを目的とする

事業期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする

対象要件

1. 市内に本店又は支店を有する事業所から購入するものであること
2. 除雪機購入前の申請であること
※ただし令和5年度に限り令和5年4月1日以降に購入した除雪機も対象とする。
3. 申請者及び申請者と同一世帯のもの又は申請団体が、過去にこの補助金の交付を受けていないこと
4. （個人の場合）市税等の滞納がないこと

対象機械

1. 家庭用小型除雪機（ロータリー除雪機に限る）
 2. 農耕用等機械に接続する除雪用アタッチメント（ただしロータリーに限る）
- ※購入費用が5万円以上の機械であること

[補助率・補助額]

対象者	補助率	補助金上限額	
市内に住所を有する者 又は共同購入	購入費の 1/10	10馬力以下	5万円
		11馬力以上14馬力以下	10万円
		15馬力以上	20万円
		除雪用アタッチメント	20万円
区（集落）	購入費の 1/10	30万円	
【参考】 除雪支援組織化補助金 除雪支援隊	購入費の 1/10	30万円	

※ただし、中古品購入の補助金上限額は5万円とする。

予算

○家庭用小型除雪機等購入費補助金

[内訳] 個人	5万円×14件	10万円×11	20万円×3
区	30万円×2		
合計	300万円		